愛知県・長久手市 新型コロナウイルス感染症対策協力金 のご案内

申請受付期間

令和 2 年 5 月 7 日 (木) ~同年 6 月 3 O 日 (火)

申請書類の提出方法

●申請先の市町村は

法人:本店所在地(確定申告書(法人税申告書)記載の住所「納税地」) 個人事業主:住所地(確定申告書B記載の「住所(又は事業所・事務所・居所など)」)

●郵送の場合

〒480-1196 **長久手市 たつせがある課 協力金担当宛** 切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。 6月30日(火)消印有効です。

●持参の場合(6月1日から受付場所が変更になります)

長久手市役所<u>本庁舎2階たつせがある課⑩窓口</u>に設置してある専用ボックス内に 投函することで提出できます。

【お問合せ先】

〇協力金の申請方法について

長久手市 たつせがある課 協力金担当

電話番号 0561-56-0641(ダイヤルイン)

対応時間 平日:8時30分~17時15分

〇休業要請・協力金の対象について

愛知県 新型コロナウイルス感染症「県民総合相談窓口」(コールセンター)

電話番号 052-954-7453 (ダイヤルイン)

対応時間 土日祝日を含む毎日9時~17時

第 I 部 受給の要件及び支給額

1 受給対象となる事業者

協力金の対象となる事業者は、新型コロナウイルス感染症「愛知県緊急事態措置」に基づき、施設の休業や営業時間短縮の要請を受けた施設を運営する中小企業者、個人事業主、特定非営利活動法人及びその他法人です。

次の(1)から(7)に該当することが必要です。

(1) 県内に事業所を有すること

協力金を受給する事業者は、**愛知県内に事業所が所在していることが必要**です。 県内に事業所が所在していれば、県外に本店がある事業者も受給対象。

(2) 中小企業者、個人事業主、特定非営利活動法人及びその他法人であること

〇中小企業者とは 中小企業基本法に規定する中小企業者が対象となります。

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は
	常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は
	常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は
	常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は
	常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人

※中小企業基本法に規定する中小企業者(中小企業庁 WEB サイトより抜粋)

〇その他法人とは

社会福祉法人、学校法人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人公益財団法人、農業法人等の各種法人が対象となります。

- (3) 休業や営業時間短縮の要請を受けた施設を有する事業者であること 別表 1「協力金交付対象施設一覧」・別表 2「基本的に休止を要請しない施設」
 - ①「休業の要請を受けた施設」 遊興施設等、運動施設・遊技施設、劇場等、集会・展示施設、博物館等、大学・ 学習塾等、ホテル又は旅館、商業施設
 - ②「営業時間短縮の要請を受けた施設を有する事業者」 食事提供施設
 - (※)愛知県のウェブサイト「愛知県・市町村新型コロナウイルス感染症対策協力金」の「よくあるご質問」(随時更新・変更あり)もご確認ください。

(4) 休業・営業時間短縮の実施

4月17日(金)~5月6日(水)の全日において、休業又は営業時間短縮した場合について支給対象となります。

4月17日(金)は休業等に向けた調整等を念頭に置いて弾力的に対応することとし、営業実績があっても構いません。

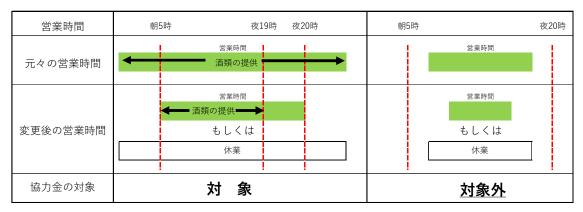
(※)「大学・学習塾等」、「博物館等」、「ホテル又は旅館」、「商業施設」については、4月23日(木)~5月6日(水)の全日において休業した場合について支給対象となります。

<注意点>

- ① 県内に複数の施設を有する事業者は対象施設全てにおいて休業又は営業時間短縮する必要があります。
- ② 食事提供施設における営業時間短縮とは、もともと朝 5 時以前や夜 20 時以降の営業を行っていた事業者が、朝 5 時から夜 20 時までの範囲内に営業時間を短縮(終日休業を含む)するとともに、酒類の提供を夜 19 時までとすることを指します。(宅配・テイクアウトを除く)

なお、もともと朝 5 時から夜 20 時までの範囲内で営業していた食事提供施設が、営業時間を短縮若しくは終日休業をした場合は休業要請の対象外であり、協力金の支給申請はできません。

○食事提供施設の営業時間短縮における協力金の対象範囲(例)



- (5) 愛知県緊急事態措置が実施された令和2年4月10日時点で開業しており、営業実態が確認できること
- (6) 交付申請日及び交付決定日において倒産・廃業していないこと
- (7) 誓約書に記載されている事項の誓約

様式第2号「愛知県・長久手市新型コロナウイルス感染症対策協力金の申請に 関する誓約書」に記載されている事項を誓約することが必要です。

2 協力金支給額

1事業者あたり50万円(定額)

愛知県内に複数の事業所を持つ事業者においても、申請は1回のみとなります。

●長久手市独自の休業協力金について

愛知県からの休業又は営業時間短縮の要請を受けた施設を有する事業者で休業等の開始時期が愛知県の要請する期日に間に合わないことにより、

愛知県・長久手市新型コロナウイルス感染症対策協力金の交付対象とならない 事業者に**市独自の協力金**を交付します。

1 対象となる休業等の期間

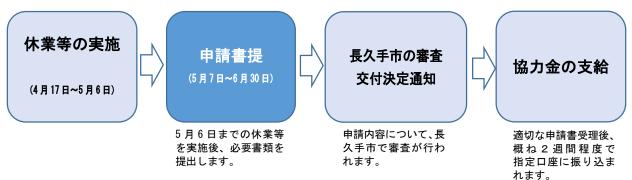
4月25日(土)までに休業又は営業時間の短縮を開始し、5月6日(水)までの全日において、愛知県の休業協力要請に全面的に協力した事業者

2 協力金支給額

25万円(1事業者あたり)

第Ⅱ部 受給の手続き

1 受給の手続きの流れ



2 受付期間 令和2年5月7日(木)から6月30日(火)

3 申請書類の提出

協力金を受給しようとする事業者は、申請に必要な書類を作成し提出するとともに、追加の提出を求められた場合には、速やかに追加提出する必要があります。 なお、提出した書類の控えは、支給決定されたときから5年間保存しなければなりません。

4 申請に必要な書類

- (1)様式第1号 愛知県・長久手市新型コロナウイルス感染症対策協力金交付申請書(請求書)
- (2) 様式第2号 愛知県・長久手市新型コロナウイルス感染症対策協力金の申請に関する誓約書
- (3) 添付書類 (別表3「添付書類一覧」のとおり。)
 - ① 営業活動を行っていることが分かる書類
 - ② 休業または営業時間短縮の状況が分かる書類
- 協力金申請書等の様式は、**長久手市ホームページ**からダウンロードすることができます。ダウンロードできない場合、希望に応じて郵送でもお送りすることができます。
- 提出時には<u>必ず控えをとり</u>各自保管してください。 一度提出された書類は返却しません。

5 申請方法

(1)申請先

法人においては本店の所在地(確定申告書(法人税申告書)の「納税地」欄に 記載の所在地)の、個人事業主においては確定申告書(確定申告書 B)の「住所 (又は事業所・事務所・居所など)」欄に記載の住所の市町村に対し申請してくだ さい。

開業・設立後、申告時期を迎えていない場合は、法人設立届出書、個人事業の 開業届の「納税地」欄に記載の住所の市町村に対し申請してください。

(2)提出方法

〇郵送の場合

長久手市に申請する事業者は、申請に必要な書類一式を、次の宛先まで郵送して下さい。

申請書類の送付先

〇郵送

7480-1196

長久手市 たつせがある課 協力金担当 宛

注意:切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

〇持参の場合

長久手市役所本庁舎2階たつせがある課窓口に設置してある専用ボックス内に 投函することで提出できます。

6 支給方法

長久手市による審査完了後、適当と認められる場合、申請者に対して通知すると ともに、指定口座に協力金を振り込みます。

なお、申請内容が不適当と認められる場合は、申請者に対しその旨通知します。

<u>支給決定事業者が虚偽申請、その他不正な手段により協力金の支給を受けた場合</u>は協力金を返還しなければなりません。

7 協力事業者の公表

休業要請への協力事業者として、**交付市町村名、法人名**(個人事業主は屋号)、法 人番号、施設の種類を愛知県のホームページで公開することがあります。

<参考>申請先市町村の考え方

下図は法人を例に記載しています。

個人事業主は「本店」を「確定申告書に記載の住所」と読み替えてください。

○本店のみの場合 ○複数の対象施設を持つ場合 本店 (県内 A 市) 本店 =対象施設 (県内 A 市) 対象施設 対象施設 対象外施設 対象施設 (県内 B 市) (県内 C 市) (県内 D 市) (県外) 本店のある A 市へ申請 本店のある A 市へ申請 (店舗が A 市にない場合も、あくまで本店が所 在する市へ提出) ○複数種類の対象施設を持つ場合 ○対象施設が県内にあるが、 本店が県外に所在する場合 (例 2) (例1) 本店 (県内 A 市) 本店 本店 (県外) (県外) スポーツ ゴルフ練習場 スポーツ グッズ店 グッズ店 (県内 B 市) 対象施設 対象施設 対象施設 対象施設 (県内 C 市) (県内 D 市) (県内 A 市) (県外) (県内 B 市) (県内 C 市) (運動施設に該当 (商業施設に該当 4/18~休業) 4/23~休業) 愛知県へ郵送(P7の<例外>参照) 愛知県で申請先市町村を検討し、愛知県 複数種類の施設があっても、申請は から申請先市町村へ送付。 1件のみ。本店のある A 市へ申請。

<例外>本店の所在地(確定申告書に記載の住所)が愛知県外の事業者の申請先

本店の所在地(確定申告書に記載の住所)が愛知県外の事業者は、愛知県のウェブサイト「愛知県・市町村新型コロナウイルス感染症対策協力金の申請について」(https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/kyoryoku1.html)から申請書類をダウンロードして記載し、必要書類を添付して、簡易書留など郵便物を追跡できる方法で、次の宛先まで郵送して下さい。(持参による申請は受け付けません。)

〒460-8501 (住所不要)

愛知県 経済産業局 中小企業部 商業流通課 新型コロナウイルス感染症対策協力金プロジェクトチーム 宛

注意:切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

協力金の"振り込め詐欺""個人・企業情報の搾取"にご注意ください。

- 市町村や愛知県などが ATM (銀行・コンビニなどの現金自動支払機) の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- O ATM を自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- 〇 市町村や愛知県などが、「愛知県・長久手市新型コロナウイルス感染症対策協力 金」を支給するために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。
- 現時点で、市町村や愛知県などが銀行口座の番号などの企業・個人情報を照会することは、絶対にありません。

別表1 協力金交付対象施設一覧

①休止要請

施設の種類	施設コード	内訳			
ルピョスマノ「里大貝	A01	キャバレー			
	A01 A02	ナイトクラブ			
	A03	ダンスホール			
	A04	スナック			
	A05	バー			
	A06	ダーツバー			
	A07	パブ			
	A08	性風俗店			
	A09	デリヘル			
遊興施設等	A10	アダルトショップ			
	A11	個室ビデオ店			
	A12	インターネットカフェ			
	A13	漫画喫茶			
	A14	カラオケボックス			
	A15	射的場			
	A16	ライブハウス			
	A17	場外馬(車・舟)券場			
	A18	その他			
	B01	体育館			
	B02	屋内・屋外水泳場			
	B03	ボウリング場			
	B04	スケート場			
	B05	スポーツクラブ			
	B06	ホットヨガ・ヨガスタジオ			
	B07	ゴルフ練習場 ※1			
	B08	バッティング練習場 ※1			
運動、遊技施設 ※1 屋外施設は	B09	陸上競技場 ※1 ※2			
対象外	B10	野球場 ※1 ※2			
※2 観客席部分	B11	テニス場 ※1 ※2			
は対象	B12	柔剣道場			
	B13	弓道場 ※1			
	B14	マージャン店			
	B15	パチンコ店			
	B16	ゲームセンター			
	B17	テーマパーク			
	B18	遊園地			
	B19	その他			
	C01	大学			
	C02	専門学校			
	C03	高等専修学校			
	C04	専修学校・各種学校			
	C05	日本語学校・外国語学校			
	C06	インターナショナルスクール			
大学、学習塾等	C07	自動車教習所			
※オンライン	C08	学習塾			
授業は対象外	C09	英会話教室			
※家庭教師は対 象外	C10	音楽教室			
<i>></i> √/1 ⁻	C11	囲碁・将棋教室			
	C12	生け花・茶道・書道・絵画教室			
	C13	そろばん教室			
	C14	バレエ教室			
	C15	体操教室			
	C16	スポーツ教室			
	C17	その他			
	D01	劇場			
	D02	観覧場			
劇場等	D03	プラネタリウム			
	D04	映画館			
	D05	演芸場			
	D06	その他			

施設の種類	施設コード	内訳				
	E01	集会場				
集会・展示施設	E02	公会堂				
	E03	展示場				
	E04	貸会議室				
	E05	文化会館				
	E06	多目的ホール				
	E07	その他				
	F01	博物館				
	F02	美術館				
	F03	図書館				
	F04	科学館				
博物館等	F05	記念館				
	F06	水族館				
	F07	動物園				
	F08	植物園				
	F09	その他				
ホテル又は旅館(集	G01	ホテル				
会の用に供する部分	G02	旅館				
に限る)	G03	その他				
ホテル又は旅館(行	H01	ホテル				
楽を主目的とする宿	H02	旅館				
泊施設)	H03	その他				
	TO 1	ペットショップ				
	Ј01	(ペットフード売場を除く)				
	J02	ペット美容室(トリミング)				
	J03	宝石類や金銀の販売店				
	J04	住宅展示場(戸建て、マンション)				
	J05	古物商(質屋を除く)				
	J06	金券ショップ				
	J07	古本屋				
	J08	おもちゃ屋、鉄道模型屋				
	J09	囲碁・将棋盤店				
	J10	DVD/ビデオショップ・レンタル				
	J11	アウトドア用品、スポーツグッズ店				
	J12	ゴルフショップ				
商業施設	J13	土産物店				
间未施設	J14	旅行代理店(店舗)				
	J15	アイドルグッズ専門店				
	J16	ネイルサロン				
	J17	まつ毛エクステンション				
	J18	スーパー銭湯				
	J19	岩盤浴				
	J20	サウナ				
	J21	エステサロン				
	J22	日焼けサロン				
	J23	脱毛サロン				
	J24	写真屋・フォトスタジオ				
	J25	美術品販売				
	J26	展望室				
	J27	その他				

②営業時間短縮要請

施設の種類	施設コード	内訳		
	K01	飲食店		
	K02	料理店		
食事提供施設 ※宅配、テークア ウトサービスは除	K03	喫茶店		
	K04	和菓子・洋菓子店		
	K05	タピオカ屋		
<u> </u>	K06	居酒屋		
	K07	屋形船		
	K08	その他		

①社会福祉施設等

種類	施設	休止要請	要請の内容	
社会福祉施設等(※)	保育所等 (幼保連携型認定こども園を含む)	対象外		
	放課後児童クラブ(学童保育)	対象外	必要な保育等を確保した上で、適切な感染防止対策の 力を要請	
	障がい児通所支援事業所	対象外		
	上記以外の児童福祉法関係の施設	対象外		
	障害福祉サービス等事業	対象外		
	老人福祉法・介護保険法関係の施設	対象外	適切な感染防止対策の協力を要請	
	婦人保護施設	対象外		
	その他の社会福祉施設	対象外		

[※]通所又は短期間の入所の利用者については、家庭での対応が可能な限り、利用の自粛を要請

②社会生活を維持する上で必要な施設

種類	施設	休止要請	要請の内容
	病院 診療所	対象外 対象外	_
	歯科	対象外	
医療施設 (※)	薬局	対象外	──適切な感染防止対策の協力を要請
	鍼灸・マッサージ	対象外	── ── ※有資格者が治療を行うものに限る
	接骨院	対象外	※有負債有が治療を行うものに限る
	整体院	対象外	
	柔道整復 卸売市場	対象外 対象外	
	食料品売場(移動販売店舗を含む)	対象外	
	コンビニエンスストア	対象外	
	百貨店(生活必需品売場)	対象外	
	スーパーマーケット	対象外	
	ホームセンター(生活必需品売場)ショッピングモール(生活必需品売場)	対象外 対象外	
	ガソリンスタンド	対象外	
	靴屋	対象外	
	衣料品店	対象外	
生活必需物資販売施設	雑貨屋	対象外	適切な感染防止対策の協力を要請
工石总品协会从无地政	文房具屋	対象外 対象外	20000000000000000000000000000000000000
	酒屋 本屋	対象外	-
	自転車屋	対象外	
	家電販売店	対象外	
	園芸用品店	対象外	
	鍵屋	対象外	
		対象外 対象外	_
	カー用品店	対象外	_
	花屋	対象外	
	ホテル(集会の用に供する部分を除く)	対象外	
	カプセルホテル	対象外	
	旅館(集会の用に供する部分を除く)	対象外	
+ 字 - 穿边恢和	民泊 共同住宅	対象外 対象外	 適切な感染防止対策の協力を要請
主宅・宿泊施設	寄宿舎	対象外	■ 週切な窓来防止対束の励力を安請
	下宿	対象外	
	ラブホテル	対象外	
	ウィークリーマンション	対象外	
	バス タクシー	対象外 対象外	
	レンタカー	対象外	_
交通機関等	電車	対象外	
	船舶	対象外	
	航空機	対象外	
	物流サービス(宅配等含む)	対象外	
工場等	上工場 作業場	対象外 対象外	──適切な感染防止対策の協力を要請
	銀行	対象外	
	消費者金融	対象外	
A = 1 144 88	ATM	対象外	
金融機関	証券取引所	対象外	適切な感染防止対策の協力を要請
官公署等	証券会社 保険代理店	対象外	
	官公署	対象外 対象外	
		対象外	
	理髪店	対象外	
	美容院	対象外	
	銭湯(公衆浴場) ※	対象外	
	<u>貸倉庫</u> 郵便局	対象外 対象外	_
	メディア	対象外	
	貸衣裳屋	対象外	
	不動産屋	対象外	
	結婚式場(貸衣装含む)	対象外	
	葬儀場・火葬場	対象外	_
	獣医	対象外 対象外	適切な感染防止対策の協力を要請
その他	ペットホテル	対象外	
	たばこ屋(たばこ専門店)	対象外	※物価統制令の対象となるもの
	ブライダ ルショップ	対象外	
	修理店(時計、靴、洋服等)	対象外	
	100円ショップ	対象外	
	駅売店 ランドリー	対象外 対象外	
	ランドリー クリーニング店	対象外	-
	ごみ処理関係	対象外	_
	神社	対象外	
	寺院	対象外	
	教会	対象外	